

項番	(あ)諮問 受理番号	(い) 諮問	(う) 開示請求 日	(え) 開示請求の内容	(お) 決定内容	(か)	(き)	(く)	(け) 審査請求人の主張	(こ) 実施機関の主張
						開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び 開示請求書に記載された保有個人情報等を特定する	開示しないこととした理由、開示請求に係る保有個人情報等を保有していない理由及び 開示請求を却下する理由	審査請求 日		
1	令和元年度 諮問受理第 56号	令和元年 12月27日 付け大平 住戸第 224号			令和元年11月 29日付け大平 住戸第196号 部分開示	【開示請求に係る保有個人情報】 令和元年8月7日付け受付の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等請求書、委任状、本人確認資料及び証明書発行管理一覧	【開示しないこととした理由】 条例第19条第2号に該当 （説明） 請求に係る者の本籍地、戸籍筆頭者、住所、住民票世帯主、氏名、印影、生年月日、利用目的及び使用者の住所、運転免許証表面の氏名を除く全部並びに行政書士会会員証の写真、生年月日、会員番号、住所については、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。	令和元年 12月4日	本件決定1の取消しを求める。 本件決定1に係る決定通知書の記載内容が本件決定5に係る決定通知書の記載内容と同文である。 （か）欄に記載の非開示部分については、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号。以下「遺言書保管法」という。）の規定による「遺言書保管事実証明書」の交付により知ることができ、「関係遺言書保管通知」により知ることが予定されている情報に該当するため条例19条第2号ただし書アに該当する。 戸籍謄本等を複数交付していることから、部分開示した「証明書発行管理一覧」1枚ではなく、他にも証明書発行管理一覧が存在するはずだ。また、郵送請求により交付した戸籍謄本等の記録が「証明書発行管理一覧」に記録されているので検証すれば条例19条第2号ただし書アに該当することが明らかになる。したがって部分開示した以外の「証明書発行管理一覧」を開示すべきだ。 実施機関は職務上請求用紙を使用しない請求書は受付できない。行政書士は職務上請求用紙を使用しておらず違法である。	本件情報1－1の請求者（証明書を必要としている方）欄にある「住所」及び「氏名」については当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であると認められ、条例第19条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しないため非開示としたものである。「使用者の職印」については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、条例第19条第3号に本文に該当し、かつ同号ただし書きにも該当しないため非開示としたものである。 本件情報1－3の使用者の「自宅」、「運転免許証表面の氏名を除く全部の事項」並びに行政書士会会員証の「写真」、「生年月日」、「会員番号」及び「住所」については、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であると認められ、条例第19条第2号に該当し、かつ同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しないため非開示情報でとし、「行政書士会長印」については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、条例第19条第3号に該当し、かつ同号ただし書きにも該当しないため非開示としたものである。 本件情報1－4については当該戸籍の附票が存在しないため発行の処理をせず、請求書原本は請求者本人へ返却し、写しを大阪市郵送事務処理センターにおいて保管していたものを本件情報1－1の添付書類扱いとしたものである。「使用目的」及び「提出先」欄については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、申請者がどのような目的でどこに提出するかという申請者の個人情報にあたり、開示することにより、申請者である開示請求者以外の特定の個人が識別されるおそれが否定できないことから、条例第19条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないとして非開示とし、「使用者の職印」については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、条例第19条第3号本文に該当し、かつ同号ただし書きにも該当しないため非開示としたものである。 本件情報1－5の「発行クライアント」については、本市の事務に関する情報であって、戸籍事務のコンピューターシステム端末のネットワーク上の名称であり、公にすることにより戸籍情報システム並びに本市業務ネットワークに属するすべてのシステム機器名称を類推される恐れがあり、本市業務システムへの不法な侵入及び破壊を招く恐れがあることなど戸籍事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第19条第6号に該当するため非開示としたものである。
						【開示しないこととした部分】 請求に係る者の本籍地、戸籍筆頭者、住所、住民票世帯主、氏名、印影、生年月日、利用目的 使用者の職印及び住所 使用者の運転免許証表面の氏名を除く全部 使用者の行政書士会会員証の写真、生年月日、会員番号、住所及び行政書士会長印 証明書発行管理一覧の発行クライアント	条例第19条第3号に該当 （説明） 使用者の職印及び行政書士会長印については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。		本件決定2の取消しを求める。 本件決定2に係る決定通知書の記載内容が本件決定6に係る決定通知書の記載内容と同文である。 決定通知書に記載の「戸籍謄本及び除籍謄本及び改製原戸籍」について、誰のもので何部であったかが開示されていない。 （か）欄に記載の非開示部分については、遺言書保管法の規定による「遺言書保管事実証明書」の交付により知ることができ、「関係遺言書保管通知」により知ることが予定されている情報に該当するため条例19条第2号ただし書アに該当する。また、既に2020年8月に行政書士は、請求者叔母の氏名及び相続人該当者であることを審査請求人に知らせていることから、非開示部分は将来知ることが予定されている情報である。 審査請求人は父から叔母の事を聞いておらず、相続人になる者は戸籍を確認できるときに確認しておかないと相続財産となる不動産等の管理・処分等もできなくなり、ゴミ屋敷が発生し、災害時には被害拡大の元凶となる。 したがって、今遺言公正証書を作成する者が戸籍請求に関する情報を相続人又は受遺者又は相続関係者に開示する必要があることから、条例第19条第2号ただし書イに該当する。	
2	令和元年度 諮問受理第 57号	令和元年 12月27日 付け大平 住戸第 225号	令和元年 11月15日	1. 別紙、行政書士Aが請求した令和1年8月7日頃に平野区長宛て亡兄Bの除籍謄本（又は抄本）等請求書（郵送請求用）に添付した全文書 2. 上記、行政書士Aの除籍謄本又は抄本の請求に対し、平野区長又は、郵送事務処理センターが交付した全文書。本籍、平野区〇〇〇丁目〇番地及び交付した電子ファイルの記録文書	令和元年11月 29日付け大平 住戸第197号 非開示	【開示請求に係る保有個人情報】 令和元年8月7日付け受付の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等請求書に添付されていた戸籍謄本及び除籍謄本及び改製原戸籍 【開示しないこととした部分】 すべて	【開示しないこととした理由】 条例第19条第2号に該当 （説明） 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等請求書に添付されていた戸籍謄本及び除籍謄本及び改製原戸籍については、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できる情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。		本件決定2において特定した情報は、本件情報2であり、戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条により規定されている磁気ディスクで調製されたものである。また、「本籍地欄」「筆頭者氏名欄」「戸籍事項欄」「戸籍に記録されている者欄」の各欄で構成されており、本件決定2において開示しないこととした情報は、本件情報2の全てである。 本件情報2の「本籍地」、「筆頭者氏名」、「戸籍事項」及び「戸籍に記録されている者」の各情報については開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であると認められ、条例第19条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しないため非開示としたものである。	
									本件決定2において特定した情報は、本件情報2であり、戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条により規定されている磁気ディスクで調製されたものである。また、「本籍地欄」「筆頭者氏名欄」「戸籍事項欄」「戸籍に記録されている者欄」の各欄で構成されており、本件決定2において開示しないこととした情報は、本件情報2の全てである。 本件情報2の「本籍地」、「筆頭者氏名」、「戸籍事項」及び「戸籍に記録されている者」の各情報については開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であると認められ、条例第19条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しないため非開示としたものである。	
3	令和元年度 諮問受理第 94号	令和2年 1月24日 付け大平 住戸第18号			令和元年11月 29日付け大平 住戸第199号 開示請求却下	【開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項】 行政書士Aが令和元年8月7日に平野区長宛に請求し交付された、筆頭者Bの戸籍・除籍謄本の請求書の全文書及び電子ファイルの記録文書	【開示請求を却下する理由】 本件開示請求は、条例第17条に基づいて開示請求することができる「自己を本人とする保有個人情報」に該当しないため	令和元年 12月25日	郵送事務処理センターで郵送交付した全文書を開示せよ。 本件決定3の取消しを求める。 大阪市がする死者個人情報の説明を適用すると（答申第42号「亡き母に係る相続記録」の概要から抜粋） …例えば、相続財産に関する情報（郵送請求者の行政書士Aが推定相続人を確定するための情報）のように、死者（兄：B）の個人情報であると同時に相続人（行政書士の依頼者被相続人から見れば、推定相続人亡き父Cの相続人は兄のB弟の審査請求人に該当する）である請求者本人の個人情報（亡き兄：Bの相続人弟は審査請求人）の性質も有し、当該個人を識別することができる情報（戸籍・除籍謄本）については、当該請求者の個人情報として開示請求の対象となると解すべきである。と判断しています。 上記のとおり、市長がした請求却下の処分は過ちである。 総務省ホームページから＜3 個人情報の該当性＞Q3保護法で規定している「個人情報」に(1)死者に関する情報について、A…省略…(1)について…省略…しかし、死者（B）に関する情報（戸籍・除籍謄本）であっても、当該情報（戸籍・除籍謄本）が遺族等の生存する個人である審査請求人に関する情報でもある場合には、生存する個人である審査請求人を本人とする情報として、個人情報に当たることになります。 例えば、死者（B）に関する情報である相続財産等（郵送請求者の行政書士Aが被相続人からの業務依頼により推定相続人を確定するための情報）に関する情報（戸籍・除籍謄本）の中に遺族（相続人である審査請求人）の氏名の記載があるなど、遺族を識別することができる場合には、当該情報は、死者に関する情報（原戸籍を含む。）であると同時に、Bの遺族である審査請求人に関する情報でもあります。（行政書士AはBの死亡を除籍謄本を取得し、その相続人が誰であるか、戸籍謄本を平野区長職印の証明書の交付を受けて、推定相続人である審査請求人を確定するための情報であるから、審査請求人の個人情報にも該当する。）よって、決定を取消し開示を求める。	本件決定3で特定した本件情報3に係り、審査請求人の亡くなった兄であるB氏を筆頭者とする戸籍には審査請求人は過去も含めて在籍しておらず、また、本件請求1を行った際の添付資料として大阪法務局東大阪支局にて作成された「被相続人 B 法定相続情報」があるが、これによると被相続人B氏の相続人として審査請求人以外の個人の氏名が記載されており、審査請求人はB氏の相続人とは認められなかった。 条例第2条では個人情報を「生存する個人に関する情報」としているが、死亡した個人に関する情報であっても相続財産に関する情報のように、相続人の個人情報の性質も有し、当該個人を識別することができる情報については、当該相続人の個人情報として保護の対象となるものとされている。 しかし、上記のとおり実施機関において審査請求人がB氏の相続人であることは確認できず、本件情報3がB氏の情報であると同時に審査請求人の個人に関する情報であると認める事情もなく、相続に関する情報の記載もなかったことから、条例に基づいて開示請求することができる「自己を本人とする保有個人情報」に該当しないと判断し、本件決定3を行ったものである。 なお、B氏を筆頭者とする戸籍と同番地に、B氏が筆頭者ではないが在籍している戸籍は存在し、この戸籍には審査請求人も過去に在籍していたことから、当該情報については審査請求人を本人とする保有個人情報として本件決定1及び本件決定2を行っている。
4					令和元年11月 29日付け大平 住戸第198号 不存在による 非開示	【開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項】 令和元年8月7日付け受付の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等請求書により平野区長が交付した戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本	【開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由】 平野区長が交付した戸籍謄本及び除籍謄本及び改製原戸籍謄本の控えについては事務手続き上作成する必要がないため、当該公文書をそもそもも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。			

項番	(あ)諮問 受理番号	(い) 諮問	(う) 開示請求 日	(え) 開示請求の内容	(お) 決定内容	(か)	(き)	(く)	(け) 審査請求人の主張	
						開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び 開示請求書に記載された保有個人情報を特定する	開示しないこととした理由、開示請求に係る保有個人情報 を保有していない理由及び 開示請求を却下する理由	審査請求 日		
									(こ) 実施機関の主張	
5	令和元年度 諮問受理第 54号	令和元年 12月27日 付け大平 住戸第 226号		1. 別紙、行政書士 A が請求した令和 1 年 8 月 7 日付に西成区長宛て亡父、C の戸籍・除籍謄本（又は抄本）等請求書（郵送請求用）及び添付の全文書。 2. 上記行政書士の請求に対し、西成区長又は郵送事務処理センターが交付した電子ファイルの記録文書。	令和元年11月29日付け大平住戸第200号部分開示	【開示請求に係る保有個人情報】 令和元年 8 月 7 日付け受付の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等請求書、委任状、本人確認資料及び証明書発行管理一覧 【開示しないこととした部分】 請求に係る者の本籍地、戸籍筆頭者、住所、住民票世帯主、氏名、印影、生年月日、利用目的 使者の職印及び住所 使者の運転免許証表面の氏名を除く全部 使者の行政書士会会員証の写真、生年月日、会員番号、住所及び行政書士会長印 証明書発行管理一覧の発行クライアント	【開示しないこととした理由】 条例第19条第 2 号に該当 （説明） 請求に係る者の本籍地、戸籍筆頭者、住所、住民票世帯主、氏名、印影、生年月日、利用目的、 運転免許証表面の氏名を除く全部並びに行政書士会会員証の写真、生年月日、会員番号、住所については、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第19条第 3 号に該当 （説明） 使者の職印及び行政書士会長印については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。 条例第19条第 6 号に該当 （説明） 証明書発行クライアントについては、本市の事務に関する情報であって、戸籍事務のコンピューターシステムに関わる情報であることから、開示することにより戸籍事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	令和元年 12月4日	本件決定 5 の取消しを求める。 本件決定 5 に係る決定通知書の記載内容が本件決定 1 に係る決定通知書の記載内容と同文である。 （か）欄に記載の非開示部分については、遺言書保管法の規定による「遺言書保管事実証明書」の交付により知ることができ、「関係遺言書保管通知」により知ることが予定されている情報に該当するため条例19条第 2 号ただし書アに該当する。 戸籍謄本等を複数交付していることから、部分開示した「証明書発行管理一覧」1 枚ではなく、他にも証明書発行管理一覧が存在するはずだ。また、郵送請求により交付した戸籍謄本等の記録が「証明書発行管理一覧」に記録されているので検証すれば条例19条第 2 号ただし書アに該当することが明らかになる。したがって部分開示した以外の「証明書発行管理一覧」を開示すべきだ。 実施機関は職務上請求用紙を使用しない請求書は受付できない。行政書士は職務上請求用紙を使用しておらず違法である。 叔母は戸籍法第10条の戸籍謄本等を請求できる請求者に該当しない。 憲法第16条の請願権に違反する開示請求却下決定である。	
									項番 1 の（こ）欄に記載の内容と同じ。	
									本件決定 6 の取消しを求める。 本件決定 6 に係る決定通知書の記載内容が本件決定 2 に係る決定通知書の記載内容と同文である。 決定通知書に記載の「戸籍謄本及び除籍謄本及び改製原戸籍」について、誰のもので何部であったかが開示されていない。 （か）欄に記載の非開示部分については、遺言書保管法の規定による「遺言書保管事実証明書」の交付により知ることができ、「関係遺言書保管通知」により知ることが予定されている情報に該当するため条例19条第 2 号ただし書アに該当する。また、既に2020年 8 月に行政書士は、請求者叔母の氏名及び相続人該当者であることを審査請求人に知らせていることから、非開示部分は将来知ることが予定されている情報である。 審査請求人は父から叔母の事を聞いておらず、相続人になる者は戸籍を確認できるときに確認しておかないと相続財産となる不動産等の管理・処分等もできなくなり、ゴミ屋敷が発生し、災害時には被害拡大の元凶となる。 したがって、今遺言公正証書を作成する者が戸籍請求に関する情報を相続人又は受遺者又は相続関係者に開示する必要があることから、条例第19条第 2 号ただし書イに該当する。	
6	令和元年度 諮問受理第 55号	令和元年 12月27日 付け大平 住戸第 227号	令和元年 11月15日		令和元年11月29日付け大平住戸第201号非開示	【開示請求に係る保有個人情報】 令和元年 8 月 7 日付け受付の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等請求書に添付されていた戸籍謄本及び除籍謄本及び改製原戸籍 【開示しないこととした部分】 すべて	【開示しないこととした理由】 条例第19条第 2 号に該当 （説明） 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等請求書に添付されていた戸籍謄本及び除籍謄本及び改製原戸籍については、当該情報そのものにより、又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できる情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。		項番 2 の（こ）欄に記載の内容と同じ。	
									本件決定 7 の理由の過ちを確認する。 本件決定 7 の取消しを求める。 西成区役所戸籍係の職員は、D の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本を郵送していない。同職員は郵送請求書を受付、審査、発行していない。 西成区長の交付とは、西成区長の職印を押印された上記証明書をセンターが郵送交付したことを指す。上記証明書を交付したのは、平野区役所ではない。 よって西成区役所職員らが実取扱いを行っていない事実から、事実に戻る請求非開示決定の理由は失当と言わざるを得ない。 戸籍法令により作成・記録・保管の規則が定められている。 法務省の戸籍事務取扱準則制定標準（平成16年 4 月 1 日付け民一第850号民事局長通達）及び「戸籍手続オンラインシステム構築のための標準仕様書（第 3 版）平成23年 3 月法務省」 5 ～46 ページの 4 届書情報等における届書類画像情報の記録の(3)に、すべての履歴を届書類画像情報として記録することと定められている。 どの区長名で、どのような戸籍・除籍謄本・抄本・原戸籍が交付されたのか審査請求人が知るために開示請求したものであり、交付した戸籍謄本等の写しを開示請求したものではない。	
7	令和元年度 諮問受理第 95号	令和 2 年 1 月24日 付け大平 住戸第19 号			令和元年11月29日付け大平住戸第202号不存在による非開示	【開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項】 令和元年 8 月 7 日付け受付の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等請求書により西成区長が交付した戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本	【開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由】 西成区長が交付した戸籍謄本及び除籍謄本及び改製原戸籍謄本の控えについては事務手続き上作成する必要がないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年 12月25日	本件決定 7 について特定した情報は、「西成区長が交付した戸籍謄本及び除籍謄本及び改正原戸籍謄本の控え」（以下「本件情報 4」という。）であるが、各区役所等窓口及び大阪市郵送事務処理センターに戸籍等の交付請求があり戸籍謄本等の交付処理を行う際、窓口請求や郵送請求かを問わず、実際に交付した戸籍謄本等の写しや画像などを必ず保存しなければならないという法令等は存在せず、本件においても戸籍謄本送付事務を行った当庁の大阪市郵送事務処理センターで実際に交付した戸籍謄本等の写しを保管するという事務は行っておらず、本件情報 4 が存在しないことから本件決定 7 を行ったものである。	

項番	(あ) 諮問 受理番号	(い) 諮問	(う) 開示請求 日	(え) 開示請求の内容	(お) 決定内容	(か)	(き)	(く)	(け) 審査請求人の主張	
						開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び	開示しないこととした理由、開示請求に係る保有個人情報 を保有していない理由及び	審査請求 日		
						開示請求書に記載された保有個人情報を特定する	開示請求を却下する理由		(こ) 実施機関の主張	
8	令和元年度 諮問受理第 93号	令和2年1 月24日付 け大平住 戸第17号	令和元年 11月15日	1. 別紙行政書士Aが請求した 令和1年8月7日付に西成区長 宛て亡祖母Dの戸籍・除籍謄本 又は抄本等請求書（郵送請求 用）及び添付の全文書。 2. 上記の行政書士請求に対 し、西成区長又は郵送事務処理 センターが交付した電子ファイ ルの記録文書。	令和元年11月 29日付け大平 住戸第195号 による開示請 求却下決定	【開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項】 行政書士Aが令和元年8月7日に西成区長宛に請求し交付された、Dの戸籍・除籍謄本の請求書の全文書及び電子ファイルの記録文書	【開示請求を却下する理由】 本件開示請求は、条例第17条に基づいて開示請求することができる「自己を本人とする保有個人情報」に該当しないため	令和元年 12月25日	郵送事務処理センターで記録した本件電子ファイルを開示せよ。本件決定8の取消しを求める。 1.市長は意図的に請求文書を補正したことは不自然。 ①市長は、審査請求人が請求当該者でなく資格がないと請求却下する決定において、なぜ、審査請求人の請求事項を補正する意味があるのか。②行政書士が別紙、西成区長宛て、筆頭者E、小さな字でD、斜線／Cと記載した戸籍等郵送請求書により、西成区長又は郵送事務処理センター（以下「センター所長」という）が交付した事実は市長も認めている。③その小さな字の「D」は行政書士が書いたのか疑問である。またEに括弧書きしたのは、行政書士が書いたのか不自然である。④なぜなら、その枠外に小さな字で「平野区〇〇〇丁目〇番地/ C /」と記入されている。しかし、行政書士はCの転籍情報を知らない。⑤そうすると、センター所長は、行政書士のC戸籍抄本1通請求を4謄本4通請求に変更し、氏の変更、転籍を漏えいし、さらに郵送請求書記載内容を訂正した。⑥亡きCの直系卑属・相続人らへ事前に第三者通知もせず、Eの戸籍の秘密を漏えいし、Dの戸籍の秘密を漏えいし、Cの生存存否を漏えいし、死亡を漏えいし、転籍先を漏えいし、氏の変更を漏えいした。⑦さらに、その亡きCの相続人の子らの氏名、本籍、転籍、生存の有無、婚姻、離婚歴、嫡子の氏名をも漏えいした。⑧センター職員がしたそれらのパソコン操作等の履歴が、審査請求人が開示請求した文書に明らかになる。戸籍法施行規則79条の6により電子計算機に備えられたファイルの記録義務の文書に記載されている。だから、漏えい違反を隠すため、却下の決定を行ったものと推測するが、本件審査請求は、審査請求人が同条例17条に該当し、開示すべきものである。よって、却下決定を取消す必要がある。 2.センター所長に郵送する規定から、実務は西成区役所が郵送交付したのか、又は、平野区役所が郵送交付したのか。センター所長が郵送交付したのか。公になっていない。受付・審査・交付した当該実施機関が明らかになっていない。ファイルに記録されていることから、行政書士請求書の右上にメモ書きされた番号から電子ファイルが特定できる。 3.大阪市がする死者個人情報の説明を適用すると（答申第42号「亡き母に係る相続記録」の概要から抜粋） …例えば、相続財産に関する情報（郵送請求者の行政書士Aが推定相続人を確定するための情報）のように、死者（兄：B）の個人情報であると同時に相続人（行政書士の依頼者被相続人から見れば、推定相続人亡き父Cの相続人は兄のB弟の審査請求人に該当する）である請求者本人の個人情報（亡き兄：Bの相続人弟は審査請求人）の性質も有し、当該個人を識別することができる情報（戸籍・除籍謄本）については、当該請求者の個人情報として開示請求の対象となると解すべきである。 と判断しています。上記のとおり、市長がした請求却下の処分は過ちである。 4.総務省ホームページから＜3 個人情報の該当性＞Q3保護法で規定している「個人情報」に(1)死者に関する情報について、…省略…(1)について…省略…しかし、死者（B）に関する情報（戸籍・除籍謄本）であって も、当該情報（戸籍・除籍謄本）が遺族等の生存する個人である審査請求人に関する情報でもある場合には、生存する個人である審査請求人を本人とする情報として、個人情報に当たることになります。 例えば、死者（B）に関する情報である相続財産等（郵送請求者の行政書士Aが被相続人からの業務依頼により推定相続人を確定するための情報）に関する情報（戸籍・除籍謄本）の中に遺族（相続人である審査請求人）の氏名の記載があるなど、遺族を識別することができる場合には、当該情報は、死者に関する情報（原戸籍を含む。）であると同時に、Bの遺族である審査請求人に関する情報でもあります。 （行政書士AはBの死亡を除籍謄本を取得し、その相続人が誰であるか、戸籍謄本を平野区長職印の証明書の交付を受けて、推定相続人である審査請求人を確定するための情報であるから、審査請求人の個人情報にも該当する。）よって、決定を取消し開示を求める。 行政書士は戸籍謄本との郵送請求で取得した戸籍謄本等により依頼人である審査請求人の叔母の相続人が審査請求人であることを特定していることから、本件請求は条例第19条第2号の「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人（審査請求人）を識別することができることとなるもの」に該当し、自己を本人とする保有個人情報に該当する。本件決定8は開示をしない旨の決定ではなく請求自体を却下したもので、条例第23条の規定に反している。また、補正や補正の参考情報の提供を行わずに却下決定を行っている。却下決定は誤りであり拒否決定が正しい。亡き祖母の情報は自己を本人とする保有個人情報に該当しないとして却下又は拒否決定をしたことは誤った適用であり審査請求人の戸籍情報も含まれている。 却下決定通知書の却下理由では不十分であり、理由付記の不備がある場合には、審査請求の弁明書段階で、十分な理由が付記されたとしても違法であり、理由記載に不備がある。憲法第16条の請願権に違反する開示請求却下決定である。	
									審査請求書に記載のある審査請求人の祖母であるD氏は既に亡くなっているため、本件情報5は死亡した個人に関する情報である。 なお、条例第2条では個人情報を「生存する個人に関する情報」としているが、死亡した個人に関する情報であっても相続財産に関する情報のように、相続人の個人情報の性質も有し、当該個人を識別することができる情報については、当該相続人の個人情報として保護の対象となるものとされている。 本件請求3の請求時点において、本件情報5の内容は審査請求人が将来的に知られることが通例として予定されている情報とは言えず、また、実施機関において、審査請求人が本件情報5に記載があるC氏の相続人であることは確認できたもののD氏の相続人であることは確認できず、本件情報5が、D氏の情報であると同時に審査請求人の個人情報であると認める事情がなく、相続に関する情報の記載もなかったことから、条例に基づいて開示請求することができる「自己を本人とする保有個人情報」に該当しないため、本件決定8を行ったものである。	
9	令和元年度 諮問受理第 96号	令和2年1 月24日付 け大平住 戸第20号	令和元年 11月15日	1. 別紙行政書士Aが請求した 令和1年8月7日付に西成区長 宛て亡父、Cの戸籍の附票の写し等請求書（郵送等請求用）及び添付の全文書。 2. 上記の行政書士請求に対 し、西成区長又は郵送事務処理 センターが交付した電子ファイ ルの記録文書。	令和元年11月 29日付け大平 住戸第203号 による不存在に よる非開示決定	【開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項】 行政書士Aが令和元年8月7日に西成区長宛に請求し交付された、Cの戸籍附票の請求書の全部及び電子ファイルの記録文書	【開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由】 行政書士Aが請求した令和元年8月7日に西成区長宛に請求された戸籍附票の請求書は当該戸籍附票が存在しないため請求書を返却しており、実際に存在しないため。 また、戸籍附票の電子ファイルの記録文書についても当該戸籍附票が存在しないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	令和元年 12月25日	本件決定9の取消しを求める。 1.請求事項の齟齬、食い違いがある。 審査請求人は、行政書士が請求した亡父Cの戸籍附票の請求書及び添付文書を開示請求したが、市長は、それらの請求書及び添付文書は存在していないというが、それらの文書は既に開示している。 ①非開示決定理由に請求書は返却して実際に存在しないと記載するが、審査請求人が令和元年10月16日付け開示請求において、同年10月30日付け大平住戸第183号（C）の部分開示決定にて交付した文書の中に、別紙1「戸籍の附票の写し等請求書（郵送請求用）」が存在する。②同請求書の右上には「返戻」（除のため）と手書きのメモがある。③同請求書の枠外には「現在戸籍抄本より確認下さい、除籍なら不…以下不明」と手書きのメモがある。 ④請求日は、戸籍全部事項証明書（郵送請求用）と同じ、令和1年8月7日付けである。 2.電子ファイルの記録文書が存在しないについての過ち 東京法務局戸籍事務取扱規程第22条の規定及び、法務省戸籍事務取扱準則制定標準（民事局長通達）等により検索すれば「記載事項証明書交付簿」に、本件電子ファイルの記録文書が存在する。 3.当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないは、①昭和20年代、西成区に居住し住民票のあったCの戸籍の附票は、住民基本台帳法の規定により作成されていた。②そして、西成区役所に戸籍の附票は実際に存在していた。③Cが西成区の住所を移動し住民票を移動して、5年を経たので、戸籍の附票の記録は、西成区で廃棄されたものである。④審査請求人の開示請求に対し、西成区長は記載事項証明書不交付決定書を行政書士に通知又は交付し、不交付事実の記録が電子ファイルに記録される。しかし郵送請求を受け付実務したセンター所長は、平野区長に伝えず戸籍法令を遵守しなかった。隠ぺいしたと推定する。⑤審査請求人は、西成区長に開示請求している。にもかかわらず、当然、移転前の戸籍の附票は平野区役所に存在しない。開示しないために平野区役所住民情報課職員は故意に「不存在による非開示決定」の決裁手続きを行ったとの蓋然性が高い。非開示理由、請求書を返却した者の所属、役職、氏名等が教示記載されていない。 4.行政書士の「戸籍の附票の写し請求書」を返却したのは誰か。センター所長である。よって、Cの「戸籍の附票の写し請求書（郵送請求用）」の請求文書及び添付文書はすでに183号で開示されており、また、戸籍の附票は作成されている。その写しが存在しない理由も法律規定があり、不存在の証明書の有無も理由に記載されていない。多くの過ちがある決定と言わざるを得ないことから、決定を取消すことを求める。叔母は戸籍法第10条の戸籍謄本等を請求できる請求者に該当しない。 本件不存在による非開示決定の担当は平野区役所になっている。西成区役所の戸籍附票を請求しているのになぜ西成区ではないのか。 実施機関は審査請求人の請求した「戸籍附票の請求書」の原本は行政書士に返却して存在しないと主張するが、「なお、戸籍謄本等請求書の添付書類として、当庁において保管している本件戸籍の附票の写しの請求書を複写したものの…別件部分開示決定を行っている。」において、実施機関は本件戸籍の附票の写しの請求書を複写したものとして開示することができる。	
									本件情報6について、戸籍の附票の写し等請求書（郵送等請求書）に係る事務は、戸籍の附票は居住地や住民登録地には関係なく戸籍単位で編製されるため、当該戸籍を確認したところ、本件請求4の開示請求書に記載の審査請求人の亡くなった父であるC氏が旧姓であったのは大阪市内に本籍が異動されるまでのことであり、届出によって本籍地を大阪市外から大阪市内に変更すると同時に旧姓から新姓に変更となったものであり、当該内容は審査請求人が本件請求の際に添付している戸籍謄本の内容からも確認することができる。そのため、C氏に関して大阪市内に旧姓での戸籍は存在しないうえ、行政書士Aが請求した令和元年8月7日に西成区長宛てに請求した戸籍の附票の写しの請求書（以下「本件戸籍の附票の写し等請求書」という。）の筆頭者欄に記載された氏名は「E」であり、実際の戸籍の筆頭者である「D」と異なっている。また、必要な人の氏名欄に「C」と記載されており、対象戸籍の特定ができない状態となっていた。 以上に記載したとおり、当該戸籍の附票の写しの請求内容に合致する戸籍や戸籍附票は存在しなかったことから、実際に郵送での戸籍謄本等の交付請求に係る事務を行った実施機関の大阪市郵送事務処理センターより、本件戸籍の附票の写しの請求書の原本及び添付書類等を請求者である行政書士に返却し、返却後の問い合わせ対応のために本件戸籍の附票の写しの請求書を複写したもののみを同時に請求のあった戸籍謄本等請求書の添付書類という扱いで実施機関において保管した。 実施機関で保管している本件戸籍の附票の写しの請求書を複写したものはあくまでも同時に請求のあった戸籍謄本等請求書の添付書類として保管しているに過ぎず、戸籍の附票の写しの請求書として保有しているものではなく、原本は請求者である行政書士に返却しており保有していないこと及び、当該戸籍附票がそもそも存在せず、交付等を全く行っていないため電子ファイルの発行記録も存在しないことから、本件決定9を行ったものである。 なお、戸籍謄本等請求書の添付書類として当庁において保管している本件戸籍の附票の写しを複写したものについては、本件決定1及び本件決定5により別途部分開示決定を行っている。	